第1章　避難所運営事前協議事項

１．地域の構成等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全体の代表者 | 代表者；渡辺 善昭　　　　（TEL： | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊） |
| 補　佐：江上 富三　　　　（TEL： | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊） |
| 補　佐：中島 徹　　　　　（TEL： | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊） |
| 地域・地域の　関係団体等 | 日野市立日野第三小学校（代表者： | 学校長　山口 早苗） |
| （TEL： | 042-581-0101） |
| 日野台一丁目自治会（代表者： | 自治会長　田中 栄一） |
| （TEL： | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊） |
| 緑ヶ丘自治会（代表者： | 自治会長　渡辺 善昭） |
| （TEL： | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊） |
| 日野台自治会（代表者： | 自治会長　古瀬 康弘） |
| （TEL： | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊） |
| 西ヶ丘自治会（代表者： | 自治会長　菅原 康夫） |
| （TEL： | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊） |
| 七ツ塚自治会（代表者： | 自治会長　大高 達介） |
| （TEL： | ＊＊＊＊＊＊＊＊＊） |
| 日野台ハイツ自治会（代表者： | 自治会長　　　　　 ） |
| （TEL： |  |
| ほたる自治会（代表者： | 自治会長　 ） |
| （TEL： |  |
| 日野地区寮自治会（代表者： | 自治会長　 ） |
| ［日野自動車の寮］（TEL： |  |
| ニューライフマンション管理組合 |  |
|  |  |

２．地域で活用する避難所等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定避難所 | 日野市立日野第三小学校  避難者を受け入れきれない場合は災害対策本部の指示に従い対応する。 | （TEL：042-581-0101） |

３．指定避難所に関する概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設 | 日野市立日野第三小学校 |  |
| 施設運営管理者 | 教育部 教育避難所班 | （TEL：042-585-1111）  日野市役所代表 |
| 施設管理者 | 学校長 | （TEL：042-581-0101） |
| 初動緊急地区　担当員  （夜間・休日） | 日野市職員  （吉川、矢島、小林） | （TEL：042-585-1111）  日野市役所代表 |
| 活用用途 | 地域住民が最初に避難する施設として使用する | |
| 地域内での避難予定者等 | 日野台1丁目（日野台一丁目自治会等）  日野台２丁目（緑ヶ丘自治会）  新町2丁目（西ヶ丘自治会）  新町４丁目、新町５丁目（七ツ塚自治会） | |
| 鍵の保管場所 | 日野市立日野第三小学校の所定保管場所  第三小学校の教職員と初動緊急地区担当員が、所定の保管場所を承知 | |
| 施設教職員が　いる時間  (8:30~17:15) | 施設教職員は、教育部 教育避難所班からの指示により対応する  安全確認  避難者の中から確認者を募り、ガイドラインに基づき目視にて判定する | |
| 施設教職員が　いない時間 | 開錠  初動緊急地区担当員又は市の担当職員が開錠する  安全確認  避難者の中から確認者を募り、ガイドラインに基づき目視にて判定する | |
| 運営に関する　特記事項 | １．避難所は日野市から要請された場合開設する。施設の安全確認は必須。  ２．避難者を収容するのは体育館とする。ただし、体育館での生活が困難な高齢者や障害者など配慮が必要な方がいる場合は、1階のプレイルーム、和室などを開放する。（別紙教室配置図による）  ３．避難所の運営は、避難者が協力して行う。  ４．第三小学校で避難者を受け入れきれない場合は、災害対策本部に連絡して対応を仰ぐ。  ５．市の支援物資の供給が始まったら、各施設で必要な物資は運営委員会で取りまとめる。物資の配送は避難者が協力して行う。 | |

４．避難所運営の初動の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 地域団体 | **※主に避難所運営全般を担当**  １．第三小学校で、各自治会の協力のもと避難所を開設する。  →体育館内のスペースを自治会ごとに割り振り  →受付や本部の設置、ルールの掲示など  →避難者数の取りまとめ（各自治会の報告から）  →トイレの確認と、使用できない場合の災害用簡易組立トイレの設置  →備蓄物資や資機材を確認し、準備する（防災倉庫）  ２．避難所運営委員会を立ち上げて、マニュアルシートに従い仕事を分  担して行う。初期の各班長の予定（当日の状況で変更する）  委員長（＊＊＊＊）  総務班（＊＊＊＊） 名簿班（＊＊＊＊） 衛生班（＊＊＊＊）  救護班（＊＊＊＊） 情報広報班（＊＊＊＊）　　　　　　　　　　　 食料・物資班（＊＊＊＊） |
| 初動緊急地区　担当員  （市職員） | **※主に休日・夜間の避難所開設**  １．地域の自治会と協力して避難所を開設する。 |
| 教育部 | **※主に災害対策本部との調整や要請**  １．災害対策本部に被害状況や避難所の開設について報告し、その後の連絡調整全般を行う。  ２．情報広報班と協力して、市からの災害情報などを避難者に提供する。  ３．必要な活動の支援、三小避難所運営委員会の活動を補佐する。  ４．災害対策本部への要請や調整を行う。 |
| 施設管理者  （第三小学校） | **※主に避難所施設に関する支援**  １．施設の状況を確認し、使用できるスペースを確保する。  ２．施設の利用に関する調整を中心に、避難所の立ち上げを支援する。（ペットスペースやトイレの設置、教室の利用など）  ３．必要に応じて、教室の開放や避難者誘導を支援する。  ４．必要に応じて、教育部と調整を行う。 |
| 民生委員・児童委員 | **※主に地域住民に関する支援**  １．避難することが困難な在宅の高齢者や要介護者の安否確認を行う。  ２．避難所内の高齢者や要介護者の支援を行う。 |

５．その他留意事項

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

第２章　用語の解説

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 解説 |
| 一時（いっとき）避難場所 | ○地震災害発生直後に、住民が家屋倒壊の危険等から身の安全を守ったり、自主防災組織による避難行動や安否確認を実施するために集合する場所です。  一時避難場所は、近隣の公園や広場の中から地域で事前に決めておきます。 |
| 緊急避難場所 | ○指定避難所への避難が困難な地域の一時的な避難場所として、条件を有した屋外スペースを位置づけ、必要に応じて指定しています。  日野市立日野第三小学校校庭、日野自動車㈱総合グラウンドなど |
| 広域避難場所 | ○火災の延焼拡大により地域全体に危険がおよび、指定避難所等にとどまることが危険な場合に一時的に避難するための場所です。  指定条件：有効面積概ね50，000㎡以上、避難に有効な避難路を確保 |
| 指定避難所 | ○住宅やライフラインの被害により生活の場を失った住民等が災害直後から避難できる施設として、物資の備蓄や無線の整備をした施設で、避難するための広場と避難者を収容する施設を併せ持つ「市立小中学校」をあてています。  ○ただし、施設の配置状況により市立学校への避難が困難な一部地域については、特例措置として交流センター等の市有施設の一部を、同様の施設として位置付けることとしています。 |
| 補助避難所 | ○指定避難所を補完する施設として、必要に応じて活用できるよう備蓄や無線の整備をした施設で、地域との事前協議により、地域の実情に応じて位置付けていくものとし、「交流センター」等の市有施設をあてています。 |
| 地区避難施設 | ○食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、地区センター等地域の施設を活用し、自立して運営する避難施設です。  ○地域の判断で「地区避難施設」を立ち上げた後、各地域の指定避難所へ報告が行われることで市が認知します。  ○物資の公的支援は、指定避難所への物資の供給が可能となってから行います。  ※地区避難施設を活用する場合に、地域の中で整理されておくべき前提条件があります。 |
| 福祉避難所 | ○指定避難所や補助避難所での生活が困難な高齢者や障害者を受け入れる二次的な避難施設です。  ○原則として災害発生直後からの直接の避難はできず、市は、避難所からの要請等により受入れの支援を行います。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 解説 |
| 地域団体 | ○自治会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。地域によって民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等も密接に関わっており、その形は地域によって様々ですが、本マニュアルでは、総称して地域団体として記載しています。 |
| 初動緊急地区　担当者 | ○市が避難勧告等を発令した場合や、市内で震度 ５強 以上の地震が発生した場合に、指定避難所に派遣させる日野市の職員です。平日の日中に災害が発生した場合は市役所の各部署から、夜間や休日の場合は地域に居住する市職員が、避難所に集まります。 |
| 施設管理者・職員 | ○指定避難所や補助避難所等の施設（学校や交流センター等）の職員です。  ○コミュニティ・センターの管理人の方々も施設管理者という位置付けになります。 |
| 避難者 | ○避難所に避難する方です。本マニュアルでは、主として以下のような方を避難者として想定しています。  　・住宅が被害を受け、居住の場を失った方  　・ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方  　・被害勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある方　など |
| 災害時要配慮者 | ○高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び言葉の通じにくい外国人等、災害時に特に配慮が必要な方のことです。 |
| 在宅被災者 | ○本マニュアルでは、以下のような方を在宅被災者として記載しています。  　・避難所に避難することのできない災害時要配慮者  ・ライフラインが被害を受け、日常生活が著しく困難なため、食料・物資等の支援が必要な方 |
| 帰宅困難者 | ○交通機関の不通により帰宅が困難となった方のことです。 |
| 災害対策本部 | ○市役所に設置され、避難所の運営管理を含む市内の災害対応を行う組織です。 |

第３章　避難所のルール

１．避難所全体のルール

|  |
| --- |
| この避難所の共通のルールは次の通りです。  避難する方は、守るよう心かけてください。  ❏ この避難所は、地域の防災拠点です。  ❏　避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。  ❏　避難所の開設は、水道・ガスなどのライフラインが復旧する頃までを  目途とします。  ❏　避難者は、世帯（家族）単位で登録を行ってください。  ・避難所を退所するときは、転居先を連絡してください。  ・犬・猫など動物類は決められた場所で飼育していただくようお願い  します。  ❏　居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。  ❏　職員室・保健室など、施設管理や避難者全員のために必要となる部  屋には、避難できません。被害があって危険な部屋も同様に避難で  きません。  ・｢立入禁止｣｢使用禁止｣｢利用上の注意｣等のはり紙の内容には、必ず  従ってください。  ・衛生の面から、定期的に生活スペースを移動しますので、ご協力くだ  さい。  ❏　食料・物資等は、原則として全員に公平に提供できるようになってから  配付します。  ・不足する場合は、子供、妊産婦、高齢者、障害者の方々などに優先して配　　　付します。  ・食料・物資は、個人ではなく、居住組を決めて居住組ごとに配付します。  ・在宅被災者については、原則として避難所に受け取りにきてください。  ・粉ミルク・お粥・紙おむつなどの要望は、個別に対応しますので、担当者に申し出てください。  ❏　学校内での喫煙は禁止します。  **このルールは、必要に応じて避難所運営委員会で、見直しを行います。**  避難所運営委員会 |

２．共同生活上のルール

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 生活時間 | * 起床時間： 時 分 * 消灯時間： 時 分   ＊ 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。  ＊ 職員室などは、防犯のため点灯したままとします。   * 食事時間 朝食： 時 分   昼食： 時 分  夕食： 時 分  ＊ 食料の配付は、居住組単位で行います。  ● 放送時間： 時で終了します。 |
| 清掃 | * 世帯単位の割当スペースについては、原則として世帯ごとに責任を持って清掃します。 * 世帯スペース間の通路など、居住組単位で共用する部分については、相互に協力して清掃します。 * 避難所全体で使用する共用部分については、衛生班の指示に従って、避難者全員で協力して実施します。   ● トイレについては、使用ルールを厳守し、環境美化に協力してくださ  い。 |
| 洗濯 | * 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。 * 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の占用を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。 |
| ごみ処理 | * 世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ捨て場に搬入します。 * 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人達が責任をもって捨てます。 * ごみの分別を行ってください。 |
| プライバシーの保護 | * 居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったり覗いたりしないようにします。 * 居室内での個人のテレビ・ラジオは、周囲の迷惑にならないよう、使用する場合には、イヤホンを使用してください。 * 携帯電話は、居住スペースではマナーモードにし、特に夜間は居室内で使用しないでください。 |

３．トイレ使用ルール

|  |
| --- |
| **１）施設のトイレを使用する場合 （水を確保して使用している場合）**  ❏ トイレットペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、　備え付けのゴミ箱に捨ててください。  捨てた後は、必ずふたを閉めてください。  ❏ トイレを使用したら、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用し、  流してください。  ❏ 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。  ❏ ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでくさい。  手洗いは、手洗い場に備え付けてある水（手洗い用）を使用して  ください。  大勢が使用する水ですので、節水を心がけましょう。  ❏ 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。  居住組ごとに当番を割り振りますので、当番表を確認して、協力して  行いましょう。  水がなくなりそうな場合は、当番にかかわらず、気づいた人達で  協力して水汲みを行いましょう。  **２）簡易組立てトイレを使用する場合**  ❏　使用する際は、中に人がいないか一声かけて確認しましょう。  ❏ トイレを使用する際は、使用していることが分かるよう、入り口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。  ❏ 和式のトイレの上板（便器にまたがる部分）は、2 人以上が乗って使用しないでください。介添えが必要な方は、洋式のトイレを使用してください。  ❏ 洋式のトイレは、足の不自由な方や介添えが必要な方が優先的に使用するものですので、それ以外の方は和式のトイレの使用を優先してください。  ❏ 使用後は、便器のそばにあるレバーをまわして、排泄物をならしてください。  ❏ 皆さんが使用するトイレですので、清潔な使用を心がけましょう。  ❏ 汲み取り業者の手配が必要なトイレですので、排泄物が溜まってきたら、気づいた人が衛生班に報告してください。 |

４．火気使用のルール

|  |
| --- |
| ❏ 避難所で火気を使用するスペースは、原則として○○室と屋外の○○と  します。  ・居住スペースでの火気の使用は行わないでください。  ・個人のカセットコンロを使用する際も○○室で使用してください。  ・火気を使用する際は、消火バケツや消火器を用意して使用してください。  ❏ 夜間（〇〇時以降）は、避難所内で火気を使用しないでください。  使用する必要がある場合は、総務班に申し出てください。  ❏ 居住スペースで使用するストーブは、居住組で責任を持って管理して  ください。燃料を交換する際は、食料物資班に申し出てください。  ❏ ストーブの周りには、燃えるものを置かないでください。  ❏ 学校区域内は禁煙です。  面倒でも学校外で吸殻入れなどを準備の上、ルールを守り喫煙して  ください。吸殻入れの処理は、喫煙者が協力して実施しましょう。 |

５．夜間の警備体制について

|  |
| --- |
| ❏ 夜間は共有部分は消灯せず、〇○時に居住スペースのみ消灯しますので、  ご協力ください。  ❏ 夜間は不審者の侵入を防止するために、○○の入口と○○の入口以外を施錠しますので、ご協力ください。  緊急時には他の入口も開放しますが、あわてず指示に従って行動して  ください。  ❏ 夜間は避難所受付に当直者を配置し、また、防火防犯のために避難所内  の巡回を行いますので、緊急時や何かあった際には、そちらまで一声  かけてください。  ❏ 当直は交代制で行います。皆さんの協力を得ながら行いますので、  ご協力ください。 |

６．食料・物資の配布ルール

|  |
| --- |
| ❏ 食料、物資、水などは公平に分配します。  ❏ 数量が不足する物資などは、子供、妊婦、障害者、高齢者、大人の  順に配布します。  ❏ 物資の配布は、各自治会の方にお渡ししますので、自治会で分配する  ようにしてください。  ❏ 物資などは、原則毎日時頃に、場所はで食料物資班  が配布しますので、秩序を守って食料物資班の指示に従い受け取って  ください。  　　❏ 配付する物資などの内容や数量は、その都度放送などで皆さんに伝達  します。  ❏ 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の食料物資班に連絡して  ください。  　　❏ 在宅被災者についても、公平に分配します。 |

７．ペットの飼育ルール

|  |
| --- |
| 避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。  ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。   * ペットは、指定された場所で、必ずゲージに入れるかリードにより繋ぎ   とめて飼育してください。   * 飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行って   ください。   * ペットの苦情及び危害防止に努めてください。 * ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。 * 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。 * ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。 * 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。 * 飼育困難な場合は、衛生班に相談してください。 * 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに衛生班まで届け出てください。 |

第４章　備蓄品

１．食料品の備蓄リスト



２．資機材の備蓄リスト

